

警戒レベル：第3段階における実施内容について（令和2年8月28日決定）

I 県民・事業者への対応事項

項目	実施内容
緊急事態宣言	<p>【7月31日発出(8月13日、8月28日変更)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民一丸となった感染防止の取組により、県内新規感染者数は8月中旬をピークに減少傾向にあり、警戒レベルは第4段階を脱したが、まだ、第3段階(感染流行期)にとどまっている。 ○ 医療提供体制については、改善傾向にあるものの、引き続きひっ迫した状況にあり、さらに入院者に占める高齢者の割合が増加し、重症化リスクと入院の長期化が懸念される。 ○ 集団感染は、まだ全てが沈静化しておらず、今後新たな集団感染が発生すれば医療機関への負荷が一気に高まる危険性がある。 ○ このような状況から、沖縄の旧盆の時期と重なる8月30日から9月5日までの期間は、警戒を続けながら感染の収まりを見極める警戒監視期間とし、緊急事態宣言を延長する。 ○ 引き続き、県民一丸となって感染予防対策に集中して取り組むことで、現在の改善の流れを確定的にし、医療提供体制のひっ迫状況から脱することにより、今後の社会経済活動の正常化につなげていく。 <p>【期間】 8月1日(土)～8月29日(土)</p> <p>【警戒監視期間】 8月30日(日)～9月5日(土)</p>
1. 県民への依頼	
(1)新しい生活様式の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民・来訪者に皆様は、「新しい生活様式」(密閉・密接・密集を避けた行動、感染予防策の徹底、うがい・手洗い・ソーシャルディスタンス、接触確認アプリの活用等)の徹底をお願いします。 ○ 県民の皆様には、「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省)に沿った行動がとられているか県民ひとりひとりが自己点検を行い、更なる取り組みの徹底をお願いします。
(2)外出関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄県全域において、不要不急の外出自粛をお願いします。買い物は原則一人で行くようにお願いします。 ○ 特に会食や会合など人が集まる場所への外出は控え、やむをえず実施する場合には少人数で行い、対面では座らない等の感染予防対策をお願いします。 ○ 集団感染が発生している繁華街等への外出は控えてください。また、夜10時以降の外出については極力控えてください。 ○ 濃厚接触者となった方については、PCR検査等で陰性となった場合でも2週間は自宅待機を含めたしっかりとした健康観察をお願いします。体調を崩している方も同様の対応をお願いします。 ○ 家庭内感染が増えており、家族であっても、高齢者や体調を崩している方との接触に注意してください。症状のある方は、外出を控えて自宅療養や健康観察を行い、コールセンタへの相談を行ってください。 ○ 県民・来訪者の皆様には、各事業所を利用する際、その事業所や店舗が、感染予防ガイドラインに沿った対応をしているかを確認した上でのご利用をお願いします。

2. 事業者への依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者においては、テレワークの積極的な導入及び職場内の三密対策を徹底するとともに、会議や会合は必要最小限とするか、又はリモート会議を取り入れてください。 ○ 感染防止対策を強化しつつ、経済活動への影響を最小限にとどめるため、事業者において、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守してください。 ○ 感染防止対策に自ら取り組む事業者に対して感染防止徹底宣言「シーサーステッカー」を発行し、店舗等で掲示することで、県民や来訪者が安心して利用できる施設であることを周知してください。 ○ 県は、感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」の実効性を高めるため、PRの更なる強化と各種業界団体と連携した取り組みを進める。 ○ 社会福祉施設、病院など、重症者リスクの高い方が入居している施設等においては、管理者、職員、来場者等、全ての関係者において、特に感染防止対策の徹底をお願いします。
3. 休業要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団感染が発生した場合には、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に休業要請を行います。
4. 時短営業要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団感染が発生した場合には、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に時短営業の要請を行います。
5. イベントの開催関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県主催イベントを実施する際には、オンライン開催や、感染予防対策を講じた上での分散開催、又は規模を縮小します。 ○ 実施する場合にはガイドラインに沿って十分な感染対策を行います。感染防止対策を講じることができない場合、開催中止または延期とします。 ○ 民間の事業者の皆様にも県内イベントの開催については、オンライン開催や、感染防止対策を講じたうえでの分散開催または規模縮小をお願いします。感染防止対策を講じることができない場合、中止または延期を検討するようお願いいたします。
6. 県外との渡航関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県をまたぐ往来は、事前の十分な健康観察と感染予防対策を実施の上、慎重な判断をお願いします。
7. 離島との渡航関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来島自粛を求めている離島への渡航は自粛をお願いします。 ○ その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、必要最小限とするようお願いいたします。
8. 離島空港・離島港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○ 渡航自粛等の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する。

警戒レベル：第3段階における実施内容について（令和2年8月28日決定）

II 医療体制

項目	実施内容
1. 病床数等の確保状況	
(1)病床数	○ 病床数については、今後の感染拡大を見据えて最大425床の確保を目標とし、病床数確保を医療機関に要請している。
(2)宿泊療養施設	○ 感染者の急増に伴う病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、7月30日より、那覇市内に宿泊療養施設（60床）の運用を開始し、8月4日から那覇市内で追加開設（100床→8月12日から200床）。 ○ 宮古地域は8月12日開設（30床）、八重山地域は8月4日開設（30床→8月7日から50床）。 ○ 北部地域での早期開設に向け取り組む。
2. 入院体制の強化	○ 重点医療機関等新型コロナウイルス感染症を受け入れる医療機関を設定し、病床確保を含め、入院体制の拡充を要請する。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関への補償を行う。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関に入院中の非コロナ患者をコロナ患者を受け入れない医療機関に転院することを促進し、受入医療機関におけるコロナ専用病床の確保を図る。 ○ 対策本部が状況に応じて集約する搬送先病院リストについて、県下消防本部へ周知し、疑い患者搬送時に消防機関から受入病院を照会する回数の低減を図る。
3. 無症状者や軽症者への対応	○ 宿泊療養施設の設置 本島、宮古及び八重山県域に宿泊療養施設を設置し、当該施設による療養が困難な患者については、自宅での療養が可能となるような体制の整備を進める。 ○ 自宅待機者対応コールセンターの設置 総括情報部内に自宅待機者（入院調整中及び自宅療養中）対応のコールセンターを設置し、療養環境を判断するために必要な基礎情報を収集するとともに、自宅療養者と判断された感染者については、健康状態の把握する。 ○ 自宅療養者向けの配食サポート 新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅での療養を行う患者に対して、食材等の支援を行い、日常生活をしながら療養することに対する不安や負担を軽減するとともに、買い物のための外出による感染拡大を防止する。
4. 外来医療体制の強化	○ 入院治療を行う重点医療機関等の機能を維持するため、一般の病院・診療所に協力を依頼し、外来診療体制を整備。
5. 検査体制の強化	
(1)PCR検査件数/日	○ 行政検査の1日の最大処理件数が480名から970名へ増強。
(2)PCR検体採取施設	○ 北部地区、浦添市、那覇・南部及び八重山地区で検体採取センターを運営している。
(3)保険診療による行政検査	○ 無症状の濃厚接触者へのPCR検査を再開する。 ○ 138ヶ所の医師会所属クリニック及び離島診療所に検査協力医療機関を設置し、県民に対する抗原検査による迅速検査及び唾液検体を採取して外部検査機関においてPCR検査を行える体制を整備。

6. 離島対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離島における発生状況により、円滑な患者搬送のため、自衛隊・海上保安庁のリエゾン(連絡調整員)の派遣等調整を行う。 ○ 離島地域からの搬送体制を整理し、宿泊療養施設や検体採取センターの立ち上げを支援し、宮古・八重山地域において宿泊療養施設を設置。
7. 衛生資機材(医療用マスク・防護服等)の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、各医療機関の在庫状況を把握し、不足の恐れのある医療機関等へ速やかに配布する。 ○ 県備蓄分について確保を進める。
8. 情報収集・分析・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI Location Analyzar(位置情報サービス)を活用し、空港や商業施設などのエリアを指定し、緊急事態宣言前後の人流を比較分析し、外出自粛・休業要請等の効果の可視化を行う。 ○ 陽性者発生状況、警戒レベル判断指標の状況等をホームページに公表。 ○ SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。 ○ 感染状況の分析については、県外の感染症疫学の複数の専門家を対策本部の疫学チームに招き、専門的な解析を行うことにより、総括情報部において県内の新規患者発生数や療養者数等について分析を行っている。
9. 渡航者への対応(水際対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 那覇空港内におけるTACOの体制増強により、那覇空港内における抗原検査を実施し、迅速な対策を行う。 ○ 県内の厳しい感染状況に関する情報を県外に発信し、旅行者の理解を深めることとあわせて、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進やLINEアプリによる濃厚接触者通知システムの導入を進めるとともに、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の徹底を呼びかける。
10. クラスタ対策(病院、社会福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内に「クラスタ対策チーム」を設置し、病院及び社会福祉施設等におけるクラスタの未然防止、拡大防止に向けた取組を強化。 ○ 病院及び社会福祉施設に対するDMAT等の派遣を行う。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応。
11. 医療コーディネーターチーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所及び医療機関からの調整依頼の増加に対応するため、医療コーディネーターチームの体制を拡充する。 ○ 医師及び県職員の夜間オンコール体制を引き続き維持し、24時間体制で調整を行う。
12. コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民からの全般的な相談や質問に答えるためのコールセンタを設置しているが、保健所における帰国者接触者相談センター業務を縮小し負担軽減を図るため、相談業務をコールセンターへ一本化した。それに伴い、これまでの4回線を10回線に増設している。
13. 接触経路の追跡	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いのプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知され、帰国者・接触者外来等受診案内が行われる接触確認アプリ「COCOA」や、SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。

<p>14. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。 ○ 申請先：沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 補助上限額：病院（医科、歯科） 200万円+5万円×病床数 有床診療所（医科、歯科） 200万円 無床診療所（医科、歯科） 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円 ○ 申請期限：令和3年2月28日(予定)
---	---

警戒レベル：第3段階における実施内容について(令和2年8月28日決定)

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1)県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8月31日から、感染防止対策を徹底したうえで、全ての県立学校を通常登校とする。 ○ ただし、登下校時における公共交通機関での感染リスクが高いと思われる県立学校においては、時差登校並びに短縮授業を可とする。また、重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて分散登校も可とする。
(2)市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。
2. 県内大学	
(1)県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(2)県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8月3日(月)から助産実習を除く前学期に開講する全科目について、遠隔授業へ移行する ○ 8月3日(月)から学生の校内立ち入りは禁止する。立ち入る必要がある場合は、事前に担当教員に連絡し許可を得ること。 ○ 自宅等で遠隔授業の受講が難しい学生については、届出の上で学内での受講を認める ○ 学生の健康状態のオンライン申告は、今後登校する学生のみ行う ○ 学生の課外活動(サークル活動)については禁止する ○ 図書館については、8月3日(月)から学外利用者は禁止する。学生は事前に貸出予約をして非接触で受け取る
(3)県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間、オンライン授業を基本とする。 ○ 学生に対し構内への不要な立ち入りを控えるよう要請する。
(4)県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、夏期休暇により休校中(令和2年9月3日まで)。 ○ 夏期休暇明けについては、地域(学校所在地)の感染状況等を踏まえつつ、当面の間は、原則として以下の対応を予定。 <ul style="list-style-type: none"> a講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施。 b実習については、分散形式またはオンライン形式による座学で実施。 c派遣実習については、当面の間、延期。
3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底を要請。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛を要請。
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。

(3)専修学校・各種学校	○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(4)職業能力開発校	○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で、通常どおりの職業訓練を実施する。 ○ 感染者発生校は、臨時休校とし、訓練再開後は必要に応じて時差登校や訓練時間の短縮等を行い、職業訓練を引き続き実施する。 ○ 感染者未発生校は近隣状況を踏まえ通常通りの職業訓練を行う。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。
(5)消防学校	○ 教室内は、2メートル離して配席し、全員マスク着用で講義を行い、冷房使用時も一部開放して密閉を防ぎ、定期的に換気を行う。 ○ 寮室は、マスク着用して不要な接触を避け、各自2メートルの距離をとり、開口部を設定し換気を行う。 ○ 寮室内、各教室等に消毒液を設置し、使用した設備・備品等は消毒を行う。 ○ 入校生は、手洗い、手指消毒を励行し、毎朝晩の検温、健康チェックを行う。 ○ 食堂及び入浴は、小隊ごとの交替で利用し、食事は横並びに着席とする。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応。
②通所・短期入所サービス利用者	○ 家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請。
③通所・短期入所事業所	○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請。
④訪問サービス利用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請。
⑥面会	○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	○ 家庭における保育が可能な保護者への協力依頼及び保育等の提供縮小など、地域の実情に応じた感染防止対策を講じるよう市町村に通知している(7月31日(金)～)。 ○ 感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園の検討を要請。 ○ 子育て支援センター等を活用した代替保育等の積極的検討を要請。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底を要請。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛を要請。

5. その他の公共的施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	<p>○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、臨時休館とする。 ○ 臨時休館期間中は、利用カードの登録者に対し、図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する。 ○ 9月3日(木)から、予約本の受け取りを開始する。</p> <p>【臨時休館中も行っているサービス】 ○ 来館を伴わない書籍の照会レファレンス、複写サービス、障がい者等への資料郵送 ○ 相互貸借サービス(お住まいの地域の図書館を通じて、県立図書館等の本を受け取ることができるサービス)</p>
②青少年の家	○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、事業の中止または延期、利用者の受け入れを停止する。
③埋蔵文化財センター	○ 緊急事態宣言対象期間の末日までの間、臨時休所とする。
④地域環境センター	○ 8月1日(土)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、一部業務(センター入室、出前講座)を停止する。
⑤博物館・美術館	○ 8月2日(日)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、臨時休館とする。
⑥沖縄空手会館	○ 当分の間、臨時休館とする。
⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 8月3日(月)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、臨時休館とする。
⑧公文書館	○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、臨時休館とする。
(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、休園としゲートを閉鎖する。
②奥武山総合運動場	<p>○ 7月29日(水)～緊急事態宣言対象期間の末日まで、奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)について個人利用の制限を行う。 ○ 8月14日(金)～緊急事態宣言対象期間の末日まで、大会やイベント等の専用利用については、中止又は延期を依頼する。 ※8月1日(土)～8月13日(木)までの専用利用については、中止、延期又は規模縮小の検討を依頼していた。</p>
③美ら海水族館	○ 美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域の閉園する(8月2日(日)～緊急事態宣言対象期間の末日まで)。
④首里城公園	○ 首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場の閉鎖する(8月2日(日)～緊急事態宣言対象期間の末日まで)。
⑤県営8公園施設	<p>○ 屋内、屋外施設、遊具等及び駐車場の一律の閉鎖を行う a名護中央公園:8月1日(土)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。 軽飲食店「スバコ」の利用者のみ駐車場利用可(テイクアウトのみ)。 b浦添大公園:8月1日(土)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。 そば屋「いしぐふー」の利用者のみ駐車場利用可。</p>

	<p>c海軍壕公園:8月2日(日)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。</p> <p>d平和祈念公園:7月31日(金)夜～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。</p> <p>e奥武山公園:屋内、屋外施設及び遊具は8月1日(土)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。駐車場は8月3日(月)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。</p> <p>ただし、以前から予定されていた大会、イベント参加者については、該当者に限定して駐車場を利用させる場合がある。</p> <p>f中城公園:7月27日(月)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。 駐車場は8月1日(土)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。</p> <p>gバナナ公園:8月5日(水)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。</p> <p>h県総合運動公園:7月27日(月)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。 駐車場については、8月5日(水)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。 予約済みのFC琉球ゲーム・練習、沖縄SVの練習会場としての利用は例外的に許可する。駐車場はその都度実施主体に管理させる。</p>
⑥市町村営公園	○ 県と同様の対応を要請済み(7月31日(金)付け)。
⑦平和創造の森公園	○ 8月1日(土)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	<p>○ 予約されている催事のうち、不特定多数の参加者が集うようなイベントについては、主催者へ延期等の調整をする。</p> <p>○ 試験や小規模会議等の催事については、各種ガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が確実に講じられるよう要請する。</p> <p>○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、新規予約は受け付けないこととし、必要に応じて施設の休館について指定管理者と慎重に協議する。</p>
②万国津梁館	○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、予約は受け付けないこととする。
③沖縄県総合福祉センター	○ 8月1日(土)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、一部業務(貸館業務、社会福祉ライブラリー業務)を停止する。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 8月3日(月)～緊急事態宣言対象期間の末日までの間、一部業務(貸館業務、図書情報室業務)を停止する。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、免許有効期限延長特例措置の周知に努め、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。

※ 在沖米軍における新型コロナウイルス感染症防止策の徹底及び積極的な情報開示について、引き続き要請を行う